

「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」に寄せられた御意見(概要)

番号	投稿者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	民間企業	番号制度導入まで残された期間が短い中で、共同調達を行う自治体クラウドは困難な団体が多いと想像されるが、共同調達だけでなく、単独調達によるクラウドの道を残すことが番号制度導入を完遂させるのに不可欠ではないか。	指針1に記載のとおり、自治体クラウドの導入と番号制度の導入を併せることが困難な場合、まずは単独調達でクラウド化を図ることもひとつの手段と考えますが、総務省としては、組織化や業務標準化によるメリットもある自治体クラウドを推進するものです。
2	民間企業	単独クラウドであっても、多数のユーザが活用することによるスケールメリットによって、割勘効果が見込めると考える。	ご指摘のとおり、単独クラウドであっても割勘効果が見込める場合もあると認識しております。しかしながら、参考資料(指針1)の自治体クラウドとその他の情報システム形態の比較において記載しているとおり、自治体クラウドにはコストメリットの他、複数団体による組織化や業務標準化によるメリットがあるため、総務省としてこれを推進するものです。
3	個人・地方公共団体	自治体クラウドの取組みは、都道府県が中心となり、各市町村を取りまとめないと困難であり、現実的には単独SaaSの導入となる。この場合でも国の財政的支援をお願いしたい。また、番号制度で改修が必要となる全システムについて補助金の交付をお願いしたい。	指針3において域内市区町村の自治体クラウドの取組みに対する都道府県の役割について記載しており、今後その取組みを期待するものです。 また、自治体クラウドについては、コストメリットのみならず、複数団体による組織化や業務標準化によるメリットがあるため、総務省として推進し、特別交付税措置を講じているものです。したがって、単独SaaSの導入については、特別交付税措置を講じる予定はありません。なお、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」については、番号制度導入に伴い直接的に必要となるシステム整備以外のシステム更改等に要する経費は補助対象外となりますが、番号制度導入に伴いクラウド化を行う場合、単独SaaSへの移行の場合も含め、番号制度に対応した当該ソフトウェアの導入経費は補助金の対象となります。
4	地方公共団体	コストシュミレーション比較を行うにあたっては、ランニングコストのみならず、職員の負荷軽減や電算室の空調施設など既存設備の軽減、災害時の業務継続性など費用削減とは異なる、定性的な効果に関する記述を追加すべき。	ご指摘の趣旨を踏まえ、指針1を修正しました。
5	民間企業	「番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入」との事だが、タイトなスケジュールの中で効率よく同時検討するためのポイントを示していただきたい。また、既存パッケージで番号制度の対応を行う団体が多いと思われ、番号制度の対応後に自治体クラウドを検討予定の団体に対しての指針も示していただきたい。	同時検討するためのポイントは参考資料(指針1)P45に提示済みと考えます。今後は各団体が個別の実情に応じ適切に検討するものと考えます。 ご指摘の内容については、指針1の「②において、…取組を行うこと。」に概ね含まれているものと考えます。
6	個人・民間企業	ネットワークやコスト、災害時の対応等の観点から、自治体クラウドのみが選択肢ではないと考えるが、自治体クラウド以外の選択肢は認めないのか。	ご指摘の内容については、指針1の「また、業務の効率化、事務負担の軽減の視点のみならず…クラウド化を図ること。」に概ね含まれているものと考えます。
7	民間企業	メインフレームには、独自仕様でなくオープンなOSを搭載するものも存在する。「本指針におけるメインフレームとはベンダ独自仕様OSを搭載する大型電子計算機を備えた情報処理システム」と明記いただきたい。また、「オープン化」、「オープン系サーバ」等における「オープン」の定義を明記いただきたい。	本指針におけるメインフレームの定義については指針2に明確に記載しており、コスト高が問題視される旧来のメインフレームを指しております。また、本指針においては、上記メインフレームの脱却について、オープン化と整理しております。

番号	投稿者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
8	地方公共団体	市区町村における自治体クラウドの導入は、当該市区町村の判断により行われるものである。都道府県の役割に関する記述について、市区町村が都道府県からの一方的な押しつけが行われると取られかねない表現は検討願いたい。	ご指摘の趣旨を踏まえ、指針1を修正しました。
9	地方公共団体	都道府県が域内市区町村の取組みを進めるため、域内市区町村と共同で勉強会や検討会を行うことが必要だが、より効果的な取組みとなるよう都道府県が域内市区町村の協議会に積極的に関わっていくことが必要である。	ご指摘の内容については、指針3の「③上記②に基づき…支援を実施」に概ね含まれているものと考えます。
10	地方公共団体	自治体クラウドは、共同で利用する地方公共団体が多いほど、その効果は高いことから、都道府県域内に限らずより多くの地方公共団体と協働でシステムを構築・運用するなどの取組みを進める方が、より効果的と考えられる。 また、平成26年4月1日から、地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うことなどにより、地方公共団体の行政事務の合理化などに寄与することを目的として、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が設立される。 機構の業務は、地方公共団体情報システム機構法第22条により規定されているが、同条第4号において、地方公共団体の情報システムの開発及び運用についても業務の範囲とされている。 については、自治体クラウド導入の取組みをより効果的なものとするため、機構が中心となって主体的な役割を果たすことについて言及すべきと考えられる。	都道府県域を超えた自治体クラウドの取組みについては、現在民間が提供するサービスによって実現可能となっております。そのため、機構が基幹系の業務システムを一括して開発・運用することは想定されておりません。 また、本指針においては、機構は地方公共団体への情報提供等について総務省と連携して自治体クラウド等の推進を行うこととされております。
11	独立行政法人・地方公共団体	平成25年6月14日閣議決定「世界最先端IT国家創造宣言」のp.18には、「文字等の標準化・共通化を行うこと」、および、「今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする」と述べられているが、「10の指針」には、それらに対応した記載がない。文字の統一、外字に関する記載を追加してはどうか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、指針6及び参考資料(指針6)に修正・追記しました。
12	民間企業	カスタマイズの抑制について、地方公共団体内でのコスト意識改善で実施するには限界があるのではないかと。例えば、第三者的機関による効果分析の実施など、費用対効果を意識しやすい仕組みづくりを具体例としてあげてはどうか。	ご指摘の内容については、指針5のカスタマイズの抑制について推進するにあたっての参考とさせていただきます。
13	地方公共団体	ベンダとSLAを締結するにあたっては、ベンダとトラブルにならないよう、SLAを遵守できなかった場合のペナルティをあらかじめ明確にしておくことが重要である旨記述を加えることが望ましい。	ご指摘趣旨を踏まえ、参考資料(指針6)に追記しました。
14	民間企業	オープンデータについて、ニーズを考える前段階として、まずはどのようなデータをオープンデータとして公開可能か調査するということを追記してはどうか。	ご指摘の内容については、指針7の「各団体が保有している公共データについて、現状…を把握し」に概ね含まれているものと考えます。

番号	投稿者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
15	個人	番号制度の導入などで、B(役所)toC(住民)が進められようとしているが、B(役所)toB(自治会)をやるべきと提言したい。自治会は、集会所を持っており、大勢が集まって議論などしているが、OA化は全く遅れている。災害発生時の避難所的要素もあり、行政のクラウドコンピュータ化が進んで行った場合、情報を住民が受けるサテライトとして整備をして欲しいと思うものである。自家発電設備を持ち、衛星通信回線が備われば、どんなに災害で孤立しても、情報のやりとりができる。これこそが公共サービスであり、住民サービスであろうと思う。	ご指摘の内容については、指針8のICTの利活用による更なる住民満足度向上の実現にあたっての参考とさせていただきます。
16	民間団体	電子自治体の促進という観点で、「国庫金・地方公金で利用されており、かつ各金融機関でIFが統一されている電子納付(ペイジー)」と「標準帳票に対応した納付書」は外せないと考えている。自治体が後々個別カスタマイズすることのないよう、番号制度対応、クラウド検討に際し、「電子納付(ペイジー)」「標準帳票」を意識した方針を打ち出されることを希望する。	ご指摘の趣旨を踏まえ、電子納付(Pay-easy)の活用について指針8に追記しました。 電子納付(Pay-easy)に対応した標準帳票の採用については、業務標準化の中で検討されるものであり、指針5の記述にその趣旨は含まれるものと考えます。
17	個人	地方公共団体の職員による住民情報の漏洩は防ぐことができるかも知れないが、クラウド化するにあたり、サーバ等の管理をベンダに委託する場合のセキュリティは十分確保されるのか。	指針6に記載のあるとおり、非機能要件について契約相手方のベンダと明確なSLAを締結することにより、サーバ等の管理を外部委託する場合にもセキュリティを十分に確保できるものと考えます。
18	個人	地方公共団体は住民の個人情報を持っているため、ネットワークは専用回線とし、インターネットにつながらないことを提言する。	地方公共団体においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークであるLGWAN(総合行政ネットワーク)を活用するなど、適切な運用が図られております。
19	地方公共団体	チェックリストについて、チェック項目やKPIの採用、KPIの目標設定レベル等について、画一的な設定を求めることのないよう対応いただきたい。	本指針におけるチェックリストは、総務省の今後のフォローアップ項目の案ではありますが、「本指針の策定の趣旨について」に明記しているとおり本指針は各地方公共団体の取組みの参考となるよう策定するものであり、画一的な取組を強制するものではありません。
20	個人	自治体が行政手続の電子化を積極的に推進しない理由として「人間の職員を使った方が雇用維持になる。」という理由を挙げたという話を聞いたことがある。職員の雇用維持のために、行政手続の合理化を怠るのは税金の無駄遣いである。したがって、電子自治体の取組みを怠る地方公共団体に対しては、地方交付税を減額すべき。	地方交付税は、地方公共団体の固有の財源であり、地方交付税法により「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」とされています。
21	一般社団法人	指針案は、番号制度の導入に併せて自治体クラウドの導入を最優先課題と位置づけ、地方公共団体における情報システム改革の具体的な取組の提示に重点を置いていることから、その内容に賛同の意を表す。 指針公表後も引き続き自治体クラウド推進に向けた取組をお願いしたい。	本指針に賛同のご意見として頂戴いたします。
22	民間企業	電子自治体の取組を加速すること自体は、地方自治体にとって目的にはなり得ない。財政が逼迫している中で地方自治の維持・推進を如何に実行するかこそが各地方自治体の課題であり、そのためどのような対策が有効かということが問題になり、電子自治体の取組はその対策のひとつとなり得るかという位置づけになるものである。どのような内容をどのような速度で実施するかは、各地方自治体と当該地方自治体と近隣地方自治体の相互関係によって決めるべきであり、政府が一方向的に強引に地方自治体に押し付けるべきではない。	「本指針の策定の趣旨について」に明記しているとおり、電子自治体はそれぞれの地方公共団体において推進されるものです。本指針は各地方公共団体の取組みの参考となるよう策定するものであり、政府が一方向的に地方公共団体に押し付けるものではなく、ご指摘にはあたりません。